

丙辰丸の図と幕末期萩藩密用方

山崎 一郎

はじめに

嘉永六年（一八五三）六月、ペリー率いる米軍艦四隻が浦賀沖に来航し、開国を求める米国大統領の親書を幕府に手渡した。彼らに接し、その軍事力の差を見せつけられた幕府は、同年九月、従来の方針を転換し、寛永十二年（一六三五）の大艦製造禁止令を廃し諸大名に大艦（洋式軍艦）製造を奨励した。萩藩は他藩より遅く、安政三年（一八五六）に大艦製造に着手し丙辰丸を完成させる。同艦製造の経緯は小川亜弥子の研究に詳しい²⁰。

さて、この丙辰丸の図としてよく用いられるのが図Aである。丙辰丸製造に関する記録「丙辰丸製造

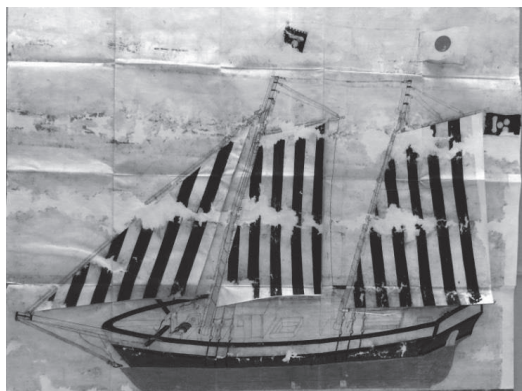
沙汰控」（毛利家文庫15文武99）に付属する。当館にはこれ以外に、「大艦製造一件沙汰控」（同100）に綴じられた図B・Cがある。同記録は丙辰丸に続き萩藩が製造した庚申丸に関するものだが、そのなかに安政六年十二月に幕府へ提出した丙辰丸の帆印変更・船体改造に関する伺書が控えられている。後述のように図B・Cはこの伺書に添付された図で、図Bが改造前、図Cが改造後の丙辰丸を示す。特に図Bが注目されるが、図Aと比べた場合、いくつかの違いに気づく。二本の帆柱上に掲げられた日の丸と一文字三ツ星（毛利家御紋）の位置が逆、艫に日の丸と一文字三ツ星の幟・提灯がある、帆桁に一文字三ツ星の旗がない、船体寸法の書き入れがあるとい

った点である。これは何を意味するのだろうか。

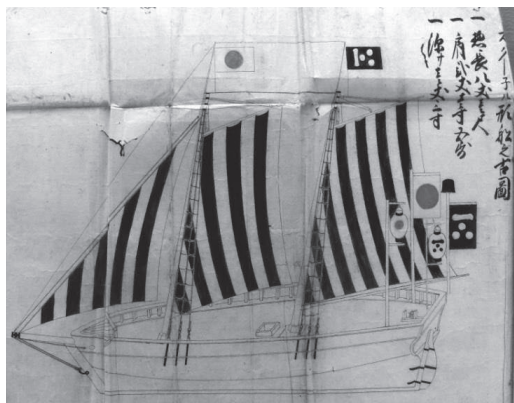
図Aは図Bより大型で、全体に彩色され描写も詳しい。図Aは丙辰丸の貴重な資料だが、これがいつ時点の姿なのか、図Bと描写が異なるのは何故かについて、これまで特に言及されたことはない。そこで小稿では、「丙辰丸製造沙汰控」「大艦製造一件沙

汰控」をもとに、図A・Bの性格、作成時期について考えてみたい。

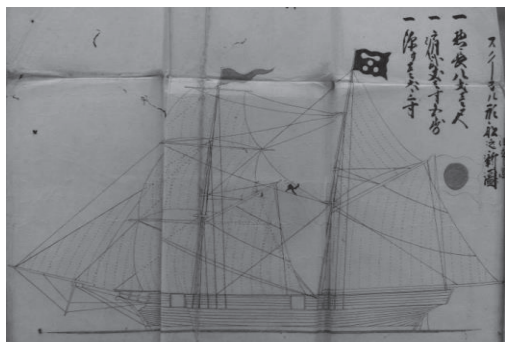
萩藩は、丙辰丸（命名までは船形の「スクーネル船」で表記される）の製造伺を安政三年九月幕府へ提出するが、それに先だち国元で帆印や船印など「御船御印物」の検討を行う。その作業の一端を担った



図A(丙辰丸製造沙汰控)



図B(大艦製造一件沙汰控)



図C(同上)

のが密用方であった。密用方は安永三年（一七七四）、七代藩主重就の時に設置された役所で、成立期には主に重就の、のちには藩の指示を受け、藩、毛利家、家臣の歴史、本支藩関係の経緯、対幕府関係（国目付来藩等）の先例など、藩政上の重要課題に対応した調査、記録作成を担当した。江戸・国元役所の必要な文書記録を閲覧でき、藩全体のアーカイブズ機能を有した御宝蔵の所蔵文書も調べる事が許されていた⁴。密用方の知識、情報力の源泉はここにあった。筆者は一貫して密用方について検討しているが、丙辰丸の「御船御印物」決定に係る動向は、幕末期の密用方を知る上で興味深い。結果的に密用方の意見すべてが採用されたわけではないが、検討過程を示す文書からは、密用方が帆船や船印を決める際にどのように考え、何を重視したのかがよくわかる。この点も小稿を記す理由である。

なお、小川の研究を参考に、関連する範囲で丙辰丸製造の経緯をまとめておく。君沢型帆船（スクーネル船）建造に通じた船大工招聘に成功した萩藩は、安政三年五月、萩小畑浦の恵美須ヶ鼻に造船所建設

を始め、同月末からバッテリー船⁵（端艇）製造を開始、六月末に完成させた。続いてスクーネル船製造を開始する。幕府へ提出するスクーネル船の製造伺書の準備は六月より始め、九月十一日付けで提出、同二十八日付けで承認された。十二月十七日に進水式、翌四年一月に櫓が立ち、二月十七日藩主敬親親覧下で試運転が行われた。三月二十九日、艦は丙辰丸と命名される。五月二十三日に見島への初航海、閏五月に大坂への長期航海テストが行われている。

一 大艦の帆船・船印に関する幕府の通達

まず、丙辰丸の図を理解する上で必要となる、幕末期における大艦の帆船や船印に関する幕府の通達をみておきたい。

嘉永七年七月令 嘉永七年（安政元年・一八五四）

七月、幕府は諸藩に対し、外国船と識別する「日本惣船印」として、大艦に「白地日の丸幟」を掲げるよう指示した。これにより日の丸は国旗として国際的意義をもつことになる⁶。加えて、①幕府軍艦は中柱に「白紺布交之吹貫」を掲げ、帆は「白地中黒」

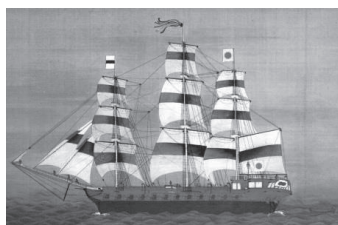


図1 鳳凰丸(上)と旭日丸(下)

写真: 船の科学館提供

とし、一方、諸大名の大艦は、②帆に白布を用いない、③遠方から区別できる帆印を各藩が定める、④帆印・船印は事前に幕府へ届け出る、⑤艦完成後、乗組人数、運用時の航路などを事前に幕府へ届け出る、などを命じた。

図1上は安政元年に完成した幕府初の洋式軍艦鳳凰丸（模型）である。艦に日の丸の幟、艦帆柱に吹き流し、帆は白地に横筋の入るデザインで、これが「白地中黒」模様であった。図1下は水戸藩の旭日丸（安政三年五月竣工）である。幕府は安政三年

七月、水戸藩「大船」が「中黒之帆印、日の丸幟相立」航行すると通達しており、旭日丸も幕府艦と同様の帆印であったようである。

幕府の当初の原則は、日本船籍を示す日の丸の幟を立てさせた上で、幕府と諸藩の大艦識別のため、白布の帆を禁止し、各自で帆印を定めさせるものであった。そのため、事前に帆印と船印を届け出るよう命じたが、船印については、どこにどのような形で掲げるか、あるいは帆柱上に何を掲げるかは特に指示がない。

また完成後は、乗組人数や運行の航路を届け出るよう義務づけている。具体的には勘定奉行に届け出る、勘定奉行が通行する大艦の特徴を記した浦触を諸国に伝達する。しかし、安政四年十二月、浦触による通知方法を止め、以後、日の丸幟で日本船と判断するよう通達している。

安政六年一月令 安政六年（一八五九）正月、幕府は日の丸の掲げ方に関し、従来の幟を立てる方法を改め、艦綱に日の丸を掲げるよう指示した。また、今後は帆に白布を用いることとし、幕府軍艦は「中

黒之細旗」を中帆柱に掲げるとした。諸藩へは、船印は幕府のものとまぎれないよう雛形を示して前もって伺い出るように命じている¹²⁾。

この通達で、帆に白布を用いるとされた点が若干混乱を招いたようである。萩藩は、通達が幕府艦に限定したものか、それとも諸藩大艦の帆も白布とせよという意味なのか判断に迷い、同年五月、公儀人を通じ、「白布之帆者公儀御用相成、諸家ニおゐても白布相用候様との御儀ニ御座候哉、為念奉伺候」と大目付に問合わせている。すでに運行中の丙辰丸は嘉永七年一月令に従って白帆を用いず、「白地ニ紺染罫替堅筋」のデザインであった。大目付からは「書面之通」、すなわち諸藩も白帆を用いるようにと回答があり、萩藩は白帆使用を改めて幕府に伺い出るこゝとなる（後述）¹³⁾。安政六年一月令は、嘉永七年七月令の方針を大きく変更するものであった。

万延元年十一月令 万延元年（一八六〇）十一月、幕府は、今後大艦の帆は、白布でも、家の印や紋を入れてもどちらでもよいと通達し、帆のデザインを各家の自由とした。ただし、日の丸を艦綱に掲げる

ことと、船印の届け出は従来通りとしている¹²⁾。

文久三年八月令 文久三年（一八六三）八月、「御軍艦」は「御国印」である日の丸のほか、「白地中黒之旗」を常に大帆柱上に掲げると通知している。「御軍艦」とあるので幕府艦のことであろう。

二 三枚の丙辰丸の図

図A・B・Cの概要を述べる。

(一) 図Bと図C

図Bは三一×四三cm、図Aの1/4ほどの大きさである。図右上に「スクーネル形船之古図」とあり、つづいて船体寸法が「惣長八丈壹尺」「肩式丈壹寸五歩」「深サ壹丈三寸」と記される。帆・幟・旗は着色だが船体は一部を除き無色である。船体各所の描写は図Aほど詳細ではない。帆は図A同様「白地ニ紺染罫替堅筋」のデザイン。前方帆柱上に日の丸、後方に一文字三ツ星の旗が掲げられる。船体後方、左側に日の丸の幟および一文字三ツ星の幟と提灯、右側に日の丸の提灯が描かれる。艦に日の丸の幟を掲げる点は嘉永七年七月令の通りである。

図Cは三三×四五cm。船体側面を描く。図右上には「スクーネル形船之新図」とあるが、「之新図」の文字に抹消記号が入り「仕直之図」と訂正されている。その横に図Bと同じ船体寸法の書き入れがある。旗は着色だが船体は無色である。安政六年一月令に従い白帆、後方の艦綱に日の丸が掲げられる。帆柱上には前方に「赤色之劔形旗」、後方に図B同様一文
字三ツ星が掲げられている。

図B・Cが綴じられているのは、「大艦製造一件沙汰控」中、安政六年六月に萩藩が幕府へ提出した庚申丸の製造伺の箇所である。同所には庚申丸の図「大艦之図」も綴じられている。「大艦之図」がここにあることに違和感はない。しかし、図B・Cが庚申丸の製造伺に添付される理由はない。錯簡ではなく、記録の編綴者が参考のためここにまとめて綴じ込んだものである。では本来的な位置はどこか。

「大艦製造一件沙汰控」には、右の箇所から一〇丁ほど後に、次に示す丙辰丸の帆印変更と船体改造の伺書が控えられている。安政六年十二月十一日付
けで萩藩が幕府へ提出したものである。

（安政三年）

去ル辰年於国許スクーネル形船試ニ製作仕候付、帆之儀者白地紺染堅筋罫替帆驗ニ仕度段、其節堀田備中守殿江図面差添相伺候処、可為伺之通候、尤出来之上者通船之場所浦触之儀御勘定奉行江可談旨御付札を以被仰出候、然処当正月御触達之旨ニ付、白布之帆ニ相改度奉存候、尤運用方不便利有之、図面之通片帆を真帆ニ仕替、舷耆尺通り繼足、船驗建所をも相改、赤色之劔形旗差添相信用、此段奉伺候、以上

（安政六年）
十二月十一日

御名

帆印変更は、一でみたように同年一月令で幕府が方針を変更し、大艦の帆に「白布之帆」使用を指示したことによる。一方、船体改造は、丙辰丸の「運用方不便利」（運用上の不都合な点）を修正するためであった。具体的には「片帆を真帆ニ仕替」、「舷耆尺通り繼足」、「船驗建所」の変更、「赤色之劔形旗」の追加などで、伺書には「図面之通」とされている。

改造後を示すこの「図面」が、「スクーネル形船之仕直之図」とあり、「片帆を真帆ニ仕替」「赤色之劔形旗」などの特徴をもつ図Cであることは間違いない。

ない。とすれば、図Cと対比的に「スクーネル形船之古図」とある図Bは、改造前、すなわち現在の丙辰丸を示す図として同様に添付された参考図であろう。図B・Cは、安政六年十二月十一日付で萩藩が幕府へ提出した丙辰丸の帆印変更・船体改造の伺書に添付された図であり、本来この伺書の箇所に綴じられるべきものである。

伺書は萩藩公儀人から幕府外国御用掛に提出され、同月晦日に許可された（「赤色之劔形旗」は不許可）。しかし、改修費用の工面が付かず、万延元年（一八六〇）二月九日、当職所役人から御用所役人へ改造中止が提案されている（「鼻々御入費相湊候事二付、右作事ハ不差向二付先見合候て可然」）。結局この時は、帆を「堅筋罫替」から「白帆」へ変更するのみであったようである。

（二）図A

図Aは八七×一〇四cm。全体に彩色が施され、船体各所は詳細に描かれている。写真ではわかりにくいですが、帆は可動式で帆をめくった下にも船体が描かれている。後方の帆柱に掲げられた日の丸、帆桁に

掲げられた一文字三ツ星の旗も可動式である（前方の帆柱上の一文字三ツ星の旗は書き入れ）。

図Aを図

Bと比較すると、①帆上に掲げる一文字三ツ星と日の丸の位置が違う（図Aは一文字三ツ星が前、日の丸が後。図Bは逆）、

②帆桁に一文字三ツ星の旗を掲げている（図Bにはない）、③船体寸法の書き入れがない、④艫に幟と提灯がない、といった違いがある。ただし④に関して

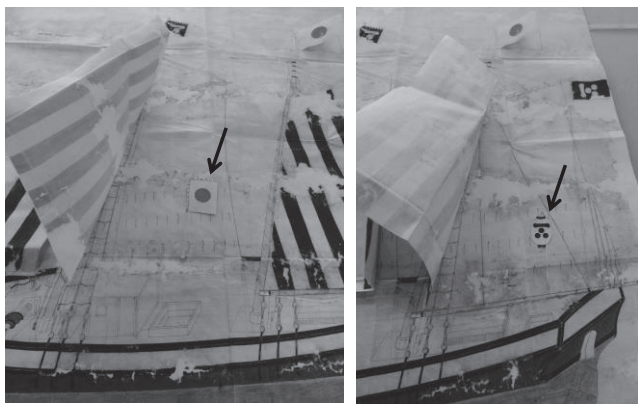


図2 前方帆の下「日の丸」（左・矢印）と後方帆の下「提灯」（右・矢印）

は、現状では、両方の帆をめくった下に、別パーツの日の丸の幟、一文字三ツ星の提灯が一つずつ貼り付いている(図2)。図Aでは、幟や提灯は書き入れではなく別パーツとされ、それを貼り付ける形であった。いつの時点から現在の位置に誤って貼り付いたものと考えられる。

(三) 図Aと図Bの関係性

図Bは、安政六年十二月に幕府へ提出された丙辰丸の帆印変更・船体改造の伺書に添付された丙辰丸の現状図である。これに先だつ安政三年九月、萩藩が幕府にスクーネル船の建造伺を提出した際にも艦の図が添付されている(後述)。今回萩藩が伺書に添付する図は、この製造伺提出時・安政三年と同じ図、少なくとも識別上重要な帆印、船印、帆柱上の旗の形、デザイン、位置などが一致する必要がある(違っていれば差し戻される)。図Bは、萩藩・幕府間で認識が共有される丙辰丸の姿、両者が了解する丙辰丸の公式図でなければならない。

図Aは全体に着色され、描写も詳細、可動式の帆・旗など、図Bと比べ非常にいいねいに作られて

いる。しかし、萩藩・幕府間での公式図が図Bである以上、描写の異なる図Aは艦の公式図とはいえない。図Aは、萩藩が幕府へスクーネル船製造伺を正式に提出する以前に作成したもので、提出までの交渉過程で幕府の指導を受けながら図Bへと修正していった可能性が考えられる。この点を検証するため、安政三年のスクーネル船製造伺書の提出過程、およびそれ以前の帆印や旗などの検討過程について三四で検討する。

三 スクーネル船製造伺書の提出過程

安政三年八月九月、萩藩は幕府へのスクーネル船製造伺書の提出にかかる最終作業を進める。その過程は、藩主とともに萩に帰国中の当役浦敷負と江戸藩邸の役人(江戸加判役・江戸留守居・公儀人)の間でやりとりされた書状から判明する¹⁶⁾。

九月十八日、当役浦が江戸の江戸加判役・留守居・公儀人に宛て、書状とともにスクーネル船の製造伺の案文と図面(控え共二通)を送っている。浦は六月江戸方に命じ、伺書の提出に関し、御内用先の幕

臣早川庄次郎を通じて幕府の意向を確認させていた。その情報をもとに国元で作成したものである。

浦は江戸方役人に対し、図面には船体寸法を書き入れるべきだが、どの数字を書き入れたらよいか判断がつかねるので、伺書提出前に江戸方で幕府側と協議し、適切な内容に修正し清書した伺書を提出して欲しいと述べている。伺がスムーズに承認されるよう、伺書文面と添付図面の最終調整は江戸方に任せており、図面への船体寸法記入は国元では行っていない。

江戸方は、送られた案文を元に伺書の下書を作成し、図面とともに公儀人三井善右衛門が再度早川に見せ指導を求めた。早川は、伺書の「軍艦製造」とある文言を「大艦製造」に書き替えること、図面に「惣長幅深サ等」を書入れることを助言した。

江戸方はこれを元に伺書の清書、図面への書入れを行い、十月八日、公儀人有福弥七が幕府海防掛月番堀田備中守の屋敷に書類を持参した。堀田の御用人に目を通してもらったところ問題はなく、そのまま正式な提出となる。

江戸方は、以上の経緯を十月十二日付けの書状（九月十八日浦書状の裏面を使用）で国元へ知らせ、同時に、早川に添削してもらった伺書下書と「惣長幅深サ等」を書入れた船の図面を送り返した。この図は最終的に幕府へ提出された公式図の控・写である。その後製造が許可され、完成後、運行経路を勘定奉行へ届け出るよう指示されたことが十月晦日付けの江戸方の書状で国元に伝えられた。経緯の実際は以上の通りだが、文書上の日付は、提出日が九月十一日、許可日は九月二十六日とされた。

以上からわかるのは、①幕府へ製造伺書を提出するため、九月十八日に国元から江戸藩邸へ伺書案文とスクーネル船の図面二枚が送られた、②図面には船体寸法が未記入で、その後の江戸方役人と幕府との交渉過程で寸法が書き入れられた、③正式な製造伺書提出後、訂正指導のあった伺書案と数値が書き入れられた図面が江戸藩邸より国元に送り返された、という点である。この経緯を踏まえると、船体寸法の書き入れが図Bにあり図Aに無いのは、各図面の作成時期の違いが反映していることになる。すなわ

ち、書き入れのない図Aは九月十八日に国元から江戸に送られた図面の控(①時期のもの)、書き入れのある図Bは、幕府への製造伺書提出後、訂正指導のあった伺書案と一緒に江戸から国元に送り返された図(③時期のもの)を原図とする図と判断できる。

前述のように図Aと図Bでは、船体規模の書き入れの有無以外に、帆柱上の旗の位置、帆桁の一文字三ツ星の有無などの違いもある。これも幕府の交渉過程(②時期)で指導修正されたと考えられるが、浦と江戸藩邸との間でやりとりされた書状にはそれに関する記述はない

四 帆船・船印に関する密用方の検討

スクーネル船の製造伺書提出以前、安政三年八月段階で、国元において、スクーネル船の帆船・船印などをどうするかという検討が当役下の御用所役人と密用方を中心に行われた。その検討過程から、帆船・船印などを決めるにあたり何が問題となっていたのか、何がどのように変化していったのかがわかる。「御船御印物」が図Aの形で描かれた背景を知る

ために詳しく追ってみたい。

(一) 帆船・船印の検討

八月(二十日以前、日不明)、密用方はスクーネル船の帆船・船印の案を検討している¹⁹⁾。これは御用所の指示を受け、今後の藩上層による決定のための事前調査に近いものであったようである。検討内容は次のようなものであった。

帆船 この検討以前に藩は、大艦を製造した場合に帆船をどうするか検討し、「かき色無紋」や「白地二黒之一丸」などの案を考えていたようである。この案に対し密用方は、「かき色無紋」では風雨にさらされて色が薄くなり白地のようにになるのでよくないと退け、「諸家様之御印」「西洋軍艦図式」なども参考に検討した結果、帆船を「白地二大キ黒餅」とする案を提案した。白地の帆に大きな黒丸を書き入れたデザインだろう。

萩藩は、安永三年(一七七四)十二月、他藩廻船との識別のため廻船船体に「一丸」の焼印を押し、白地に濃紺の「一丸」の小昇を立てると定めた(図3ア)¹⁹⁾。「白地二黒之一丸」案はこれを根拠とする。

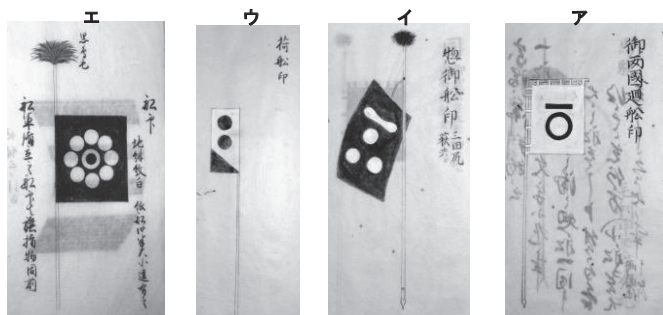


図3 萩藩および支藩の帆印・船印

ア、萩藩廻船船印（一丸）イ、萩藩船印（一文字三ツ星）【典拠】「旌旗考」（15文武61）

ウ、徳山藩荷船印

エ、岩国藩船印

【典拠】「御紋御書出」（15文武56）

文字三ツ星と「一丸」では上下の差があり（前者が上）、この点でスクーネル船（すなわち「御用船」）に「一丸」を用いるのは適切ではない、④しかしこ

これに対し密用方は、「古法之御船印」をふまえるとスクーネル船の帆も「一丸」で問題ないが、①帆印は遠方から早く見分けられる画数の少ない目立つ印が良く、その点で「一丸」は難がある、②「一丸」は廻船の船印であり、藩の公用船（「御用船」）には、従来、一文字三ツ星を用いている（図3イ）、③一

れ以外に帆印の「古法」はなく、強いて言えば「古法御船幕之御印」などに「白餅」を用いた例があり、「白餅」「黒餅」は古来より用いられるデザイン（例えば徳山藩では図ウを用いる）なので、今回は「黒餅」を用いてどうか。以上が密用方の考え方である。なお帆の色は、御船幕に地浅黄色を用いた例があるが、色がさめやすく白地がよいとする。

帆柱上の旗 密用方は、帆柱上への「白地黒餅之吹流し」掲揚を提案している。幕府や薩摩藩の軍艦が西洋軍艦にならい帆柱上に「御印」を掲げていたからである。密用方はその利点として、帆柱上の吹流し旗は、帆を下げた繋船時や艫の船印が見えない場合でも遠方から見え、また帆綱の支障にもならないので便利である。「相之御紋」は遠方から見分けにくく、「乳付旗」は風に強く吹き付けられると具合が悪いので、薩摩船にならい吹流し旗がよい。デザインは「黒餅」がよいとしている。

船印 密用方は、幕府から指示のあった「日之丸之小幟」を艫左側に立て、右側に「紺地に白の一文字三ツ星」の「四半昇」を立てることを提案している。

「旌旗考」²⁸⁾によれば「船印」の先例はいろいろあるが、「正徳度御修復之図」では「勝色ニ白之一文字三ツ星之小幟」となっており、正徳以前からこれに定まっていたと考えられる。また、先年相州警備の時にもこの船印を幕府に届け出ているので、今回もこれでよいと考える。色は「勝色」はさめやすいので紺地がよい。なお、慶安・承応期の例を参考にすると他にも船印を併用する例があるが、外国船の場合は帆綱に船印を付ける例が多く、また船上は道具類が多く幟などの「立物」設置を嫌うので、ほかには「立物」は設置しない方がよい。これが密用方の検討結果であった。

密用方は以上の案を御用所へ提出した。ところが「思召之旨」（藩主敬親の意向と思われる）があり、帆印は「白地ニ豎筋」に決まった。「白地ニ大キ黒餅」案が退けられた理由は不明である。また結果的に帆柱上の旗は採用されるが、「白地黒餅之吹流し」旗は不採用とされた。艦に船印の幟「紺地に白の一文三ツ星」を配置する案は採用されている。

（二）帆生地および「白地ニ豎筋」の検討

帆印が「白地ニ豎筋」に決定した後、密用方はほとんど「白地ニ豎筋」の問題点、および帆の生地（「地合」）について検討している（八月二十日以前）²⁹⁾。これは密用方が自発的に行った検討と思われる。

御船印地合 密用方は、帆の生地は「龍文生絹格子差」がよいとする。表1のような室町・江戸時代の武家故実書など各種記録を調べた結果、旗の生地に關しては古来より定まったものではなく、「其家々之先規、人之好ニ寄」とし、萩藩・毛利家の場合も「定ル御制度者無之様」という。その上で、現在藩の御船倉にある御船幟がいずれも「龍文生絹」であること、近年の相州警備時には晒布を用いた例があることを指摘する。一方で、西洋船の旗の生地は見定めができておらず、おそらく「精好之最上之品」であろうと推測するに止まった。そして、帆は風雨にさらされ痛みやすいので「別而厚キ絹」がよく、結局、現在御船倉にある御船幟の例から「龍文生絹格子差」がよいとする。

新造船の帆生地選定に際し、密用方が先例を重視

表1 密用方が「御帆印地合」選定時に調査した記録とその該当部分

記録名	御船印地合に関する記述	備考（『図書総目録』書誌情報他）
義貞記	旗は絹布、人々の好み、家々先規に依るべきよし	【別名】新田義貞軍記／【分類】武家故実／『群書類従』解題では「後世軍学者の説」「南北朝時代のものではない」とあり
諸書当用抄	公方様足利將軍之事敗御旗はねり二布なり	【別名】北畠家記／【分類】武家故実
殊用抄	旗は五丈練貫を一尺三寸に切て三ツにわり、笠印にして、残りは旗にたつへし	
鴉鷲物語	旗は絹と布とは好による	【別名】鴉鷲合戦物語／【分類】室町物語／【成立】文明頃？
軍陣聞書	白き布二のを縫ひ合てすへき也	【別名】軍陣之聞書／【分類】武家故実
室町殿日記	旗絹十掉と記之候	【分類】記録／【著者】石堂重益
東鑑	御旗一流調進の絹は朝改依召献之	【分類】武家故実／【著者】朝長吉行
大橋歴代記	出陣の時勝旗を建る、地は練絹なり	【分類】家伝／「永正四年未也」とあり

している点に興味深い。外国艦に対抗する洋式軍艦の帆の生地選定にあたり、現在用いている帆を参考にするのはまだしも、江戸時代以前の記録類まで参考にすることは、現在の目からすると奇妙に感じなくもない。もちろん密用方も西洋船の帆は「精好之最上之品」と推測してはいるのだが、結局のところ先例と現在の事例にもとづいて結論を導いている。

ここには、課題に対する密用方の結論の出し方（検討の仕方）、その有効性と限界性がよく現れている。「白地二堅筋」の問題点 帆印を「白地二堅筋」とする場合若干問題視されたのが、他大名の帆印と同じとなり不都合が生じないかという点であった（「諸家様御帆印御差合ハ無之哉」。この点につき密用方が「武鑑」を調べたところ、松平隠岐守（伊予松山藩）・小笠原近江守（小倉新田藩）などが従来「白地二堅筋」を用いていることが判明した。ただし、密用方はあまり問題視していない。例えば毛利本家ではこれまで白帆を用いてきたが、同様に白帆を用いる大名家が多い。また支藩が「黒地に白餅」を用いる例（名称は異なるが、例えば岩国藩は図3エ）もあるが、同様の帆印が他家でも用いられている。それゆえ、今回他家と似た帆印を用いても差し障りはないと思われる（「御差合ハ無之」。幕府の判断は見極め難く、江戸での情報収集の上、「御差合」があっても多少趣を変えて使用すればよいのでは（「少々宛御振を被替候而被相済儀ニ候哉」としている。

密用方はこの検討結果を御用所役人に口頭で説明

し書面も提出したが、御用所からは、このことについては検討済みなので特に密用方からの伺いには及ばないと伝えられている。

表2 「御船御印物」検討時に密用方が参考にした幕府・諸藩の大鑑

大鑑種別	御船印物	配置状態
公儀御軍艦	帆印	檣二本三段帆遣出しとも白地に中黒の御帆印
	帆中柱吹貫	帆中柱へ白紺布交の吹貫相立
	艦船印	艦の方に日の丸の御印有之
薩州様御製造之琉砲船	帆印	檣三本三段帆遣出しとも裾黒の帆印
	帆中柱吹流	帆中柱へ裾黒の吹流しを付
	艦船印	艦の方、日の丸并轡之船印小幟布交の吹貫相立
雲州様御製造異国形船	帆印	檣二本二段帆遣出しとも白地に紺の子持筋に帆印
	艦船印	艦の方に日の丸の小幟并紺にて御紋入山形の相印付候幟を立
伊達様御製造之異国形真帆伝馬船	帆印	檣二本遣出しとも黒横筋段々の帆印
	艦船印	舳の方に白地日の丸の小幟并艦の方に白地に朱九曜の小幟を立

(三)密用方最終案と製造方への通達(「鼎替」表記)

右ののち、スクーネル船製造を担当する製造方から届け出があった。これまでの幕府対応をふまえると、スクーネル船の「御印物」は、日の丸の幟一本、毛利家の御印一本、御紋付桃燈一張、帆柱上に日の丸の御印、帆桁の端に毛利家の御印を掲げる形がよいという内容であった。これを受けて密用方は、それまでの経緯と検討結果、「旌旗考」、表2に示した幕府・諸藩(薩摩ほか)の大鑑の「御印物」などを参考に、「御船御印物」の最終案をまとめ伺書を提出した。その内容は以下のようなものであった。

- ① 帆印…「白地二紺之堅筋」(バッテリー船は「白地二紺之堅一筋」)。
- ② 船印…日の丸の小幟を艦左側に立てる。
- ③ 毛利家の船印…紺地に白の一文三つ星の四半昇を艦右側に立てる。
- ④ 提灯…一文三つ星の紋付一張を艦右側に立てる。
- ⑤ 帆柱の上…日の丸を掲げる。
- ⑥ 帆桁の端…紺地に白の一文三つ星の吹流し旗を掲げる。

この案は八月二十日、藩主の了解を得た。翌日二十一日、「御船御印物」に関する最終指示が藩（御用所）から製造方へ次のように通達された⁵⁰。

一 スクーネル形船、白地紺之堅筋罫替り帆印

一 ハツテラ形船、白地紺之堅宍筋帆印

一 白地朱ニ而日之丸之幟

一 紺地白之一文字三ツ星御紋四半昇

右二廉両船共、艦之方へ立候事

一 スクーネル形船、帆柱之上江白地朱ニ而日之丸

吹流し旗、帆桁之端江紺地ニ而白之一文書三ツ

星御紋吹流の旗付之事

一 艦之方へ「一文字三ツ星御紋中柄灯燈之事

右之通被仰付候事

^{（安政三年）}
辰八月廿一日製造方へ渡之

ここで注目したいのは、①帆印が「白地紺之堅筋罫替り帆印」と表記されていること、②艦に設置する日の丸と一文字三ツ星の幟および提灯の位置（左右いずれか）が明記されていないことである。二十日の密用方案決裁後、二十一日に製造方へ通達が出される間に、内容に修正が加えられたことになる。

丙辰丸の帆は

図A・Bのよう

に、白地に紺の

堅筋が入るデザ

インである。こ

のデザインは前

日の密用方の伺

では「白地二紺

之堅筋」と表記された。ところが二十一日の通達で

は「罫替」という言葉が入り、以後「白地紺染堅筋罫

替之帆印」のように表記される。九月十八日、当役

浦から江戸藩邸への書状にも「此度之御船帆印、白

地紺地罫替りニ可被仰付との御事」とあり、このの

ち江戸方役人が幕府と交渉する時にもこの表現で統

一されている。

「罫替」は、「ノガワリ」とルビが付いた例がある

（図4）⁵⁰。「罫」は国字で「の」と読み、「布の幅

を数える語」（大修館書店『大漢語林』）と説明され

る。「二罫」は鯨尺の八寸から一尺（約三〇・三〇三

〜三七・八七九cm）という⁵⁰。萩藩の用例では、「罫」

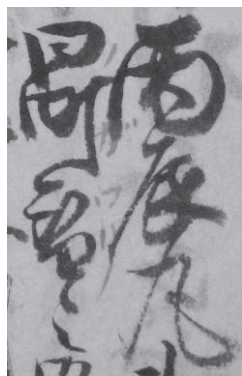


図4 「ノガワリ」のルビ

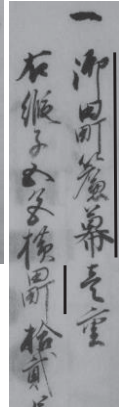


図5 「御武具覚書」にみえる「御畧 簾幕」

右写真は幕を「右緞子五色横 畧拾式、長五尺九寸…」と説明する部分(傍線は筆者)。

所へ指示された例がある²⁶⁾。これは藩主回りを囲む幕だろう。「畧」は旗や幕の寸法、模様を説明する際に主に用いられ、旗や幕の模様・色が一定の幅(一畧)で変わるデザインを「畧替」と呼んだようである。

丙辰丸の図と幕末期萩藩密用方(山崎)

は旗の寸法を説明する際「壹流地絹りうもん三畧半、縫立長七尺…」と使われたり、旗の種類を「御畧簾幕」と記した例がある(図5)²⁶⁾。また「畧替」の用例には、安政三年九月二十三日、藩主敬親の越ヶ浜出御に伴い「畧替幕二張」

「白地二紺之堅筋」が、二十一日時点から「白地紺染堅筋畧替之帆印」と言い替えられたのは、今後の幕府交渉を念頭に置いたためと考える。もし幕府から、他家と同じ船印で「御差合」(さしさわり)はないのかと尋ねられた時、これは他家と同じ「白地二紺之堅筋」ではなく、「白地紺之堅筋畧替」模様ですと回答する(強弁する)するつもりではなかったろうか。藩上層としては、他家と似た帆印が問題となり、万一でも製造認可に支障、遅れが出ては困ることから、あえてこの表現を用いる方針とした可能性がある。それまでの幕府・藩関係からすれば、藩上層がこうした心配、配慮をしたとしても不思議ではない。結果的には密用方の判断通り、幕府側がこれを問題視することはなかったのだが。

一方、艦の幟・提灯の位置は、密用方は左・右を指定していた。これに対し藩上層は、位置は幕府交渉を経て決定すればよいので、限定せずにおく考えであったと思われる。そうしてみると、図Aで幟・提灯が別パーツであったことも理解しやすい。幕府から設置位置につき指導があれば、それにもとづき

適切な場所に貼って提出するつもりではなかったろうか。国元から江戸藩邸に図Aが送られた際、幟・

提灯パーツは図に貼られていなかった可能性もある。

（五）図Aから図Bへ

八月二十七日、次のように、製造方がスクーネル船・バッテリー船に掲げる幟・旗の規格を定め、藩の了解を得ている（バッテリー船部分略）²⁵⁰。

覚

本書之通被仰付候事

スクーネル形船

一日之丸御印幟、長三尺五寸・幅貳尺

但、絹合せ基盤目指にして

一御家御紋幟、長サ三尺五寸・幅貳尺五寸

但、同断

一日之丸吹流、長サ九尺・幅六尺

但、同断

一御家御紋吹流し旗、長サ七尺・幅四尺五寸

但、同断

一御家御紋高張桃燈老帳

一日之丸高張桃燈老帳

以上

（略）

右スクーネル形・バッテリー形共、幟旗寸法其外
前書之通二御座候

八月

御船

製造方

（安政三年）（丙辰丸製造御用掛）
辰八月廿七日田口半右衛門へ渡之

二十一日の製造方への通達と比べると、日の丸提灯一張が増えている。これは、製造方が幕府の対応を再度検討したところ、艫に日の丸の提灯も掲げた方がよい、と追加して申し出たためである。また、これまでの経緯をふまえると、ここにみえる「御家御紋吹流し旗」は「帆船之端」に掲げる旗を意味するが、そうであれば、図Aにみえる前の帆柱上の一文字三ツ星旗の記載がここにはない。図Aが江戸へ送られる九月十八日までの間に、前方帆柱上への一文字三ツ星旗の追加が決められたことになる。

前述のように図Aは、九月十八日に製造何の案文とともに国元から江戸藩邸に送られたと考えられる。その後、幕府側との交渉過程で伺書案の文字訂正や

図面への船体寸法の書き入れの助言があった。その際、旗や幟、提灯の位置についても指導があり、それを含めて図Aが修正されて図Bとなり、これが公式図として幕府に提出されたと推測される。しかし、これを直接示す文書は現時点見当たらず、帆柱上の日の丸と一文字三ツ星の位置が逆になり、帆桁の一文字三ツ星も不要とされた理由は不明である³⁰⁰。

次の文書は「丙辰丸製造沙汰控 四」収録のもので、スクーネル船とバッテリー船の規模、帆の大きさ、「御船御印物」などが書き上げられている³⁰⁰。

覚

スクーネル形船

- 一 惣長サ八丈壹尺
 - 一 肩式丈壹寸五歩
 - 一 深サ壹丈三寸
 - 一 大帆拾四反
 - 一 中帆拾反
 - 一 三角帆拾壹反
- 但、いづれも壹反幅三尺充
- 一 帆印、白地ニ紺之堅筋罫替之事

丙辰丸の図と幕末期萩藩密用方（山崎）

一 船印、公儀御定日之丸之小幟、艫之左之方建之

一 此御方船印、紺地白之一文字三ツ星之紋幟、艫之左之方建之

一 白地朱ニて日之丸桃灯一張

一 白地墨ニて一文字三ツ星之紋桃灯壹張

右繫船之節計り建之、艫方之節除之、左之通り

一 表帆柱之上え白地日之丸吹流し旗

一 艫帆柱之上え紺地ニ白之一文字三ツ星紋吹流し旗

右は艫方之節用之

（続いて記されるバッテリー船部分は略）

以上

注目したいのは、①帆走時、「表帆柱」（前の帆柱）に日の丸、「艫帆柱」（後の帆柱）に一文字三ツ星の旗を掲げること、②艫に設置する幟の位置（左）が明記されていること、③帆桁に一文字三ツ星の旗を掲げる記載がないこと、である。ここにみえるスクーネル船の「御船御印物」は図Bと一致する。作成年月日や経緯の注記はないが、幕府側の助言・指導を受け確定したスクーネル船の内容を書き止めた文

書と考えることができる³⁰。

なお、この文書から、艫の提灯は繫船時のみ立てられるものであること、一方、帆柱上の吹流旗は帆走時に用いられるものであることがわかる。

おわりに

「丙辰丸製造沙汰控」に付属する図Aと「大艦製造一件沙汰控」に綴じ込まれた図Bという二つの丙辰丸の図、その描写の違いに注目し、両図の作成時期およびその性格について検討した。検討の結果は、①図Aは、萩藩が幕府ヘスクーネル船製造伺書を提出する前に国元で作成し、安政三年九月十八日に伺書案文とともに江戸藩邸へ送った図面の控、②図Bは、伺書提出交渉の過程で幕府の指導を受けた萩藩が図Aを修正し、スクーネル船の公式図として幕府に提出した図（の写）、ということになる。

萩藩・幕府間で了解される丙辰丸の公式図が図Bである以上、帆柱上の日の丸と一文字三ツ星の位置、艫の船印の幟や提灯の位置は図Bが実際の形に近いことになる。帆船には一文字三ツ星の旗はない。た

だし、当館外に残る丙辰丸の図では、図A同様、前方の帆柱上に一文字三ツ星、後方に日の丸を掲げたものがある³¹。実際の航行では、帆柱上の二つの旗の位置はそれほど問題視されなかったのだろうか。

その後の細かい変化を言えば、安政六年（一八五九）十二月晦日の幕府認可後、帆印は「堅筋罫替」から白帆となり、艫綱に日の丸、後方の帆柱上に一文字三ツ星という姿に変わることになる（図C参照）。ただし「赤色之劔形旗」は無し³²。万延元年（一八六〇）七月、水戸・萩藩有志による「丙辰丸盟約」時の艦の姿はこれになるだろう。

最後に、密用方の活動について述べておく。密用方は、スクーネル船の「御船御印物」の検討にあたり、その知識を動員しさまざまな提案を行った。帆船や船印案は、先例、現状、幕府・他大名家の事例を勘案し、帆の生地選定でも各種記録を調査し考えをまとめた。帆印が「白地ニ堅筋」に決定されるとその問題点に関し意見も提出した。密用方が重視したのは、先例、現状、幕府の意向や他家の動向、「御差合」の有無などである。それらに配慮しつつ、藩

の過去の文書記録（アーカイブズ）を調査し、その結果にもとづき必要な情報をまとめ、提案を行うというのが密用方の手法であった。それは平時の藩政では重宝され、藩上層からさまざまな調査依頼があり、結果的にその仕事ぶりは、密用方・密用方役人への高い評価につながったであろう。今回のケースで言えば、帆の生地選定にあたりさまざまな武家故実書などから該当記事を引き出す知識量、帆印・船印の検討にあたり、幕府・他家の「御船御印物」を把握している情報力、その能力の高さはおどろかざるを得ない。村田清風をはじめ、坪井九右衛門、山田亦助、棕梨藤太、兼重慎一、来原良蔵など、幕末期にかけ藩政の中心で活躍する藩士に密用方経験者が多いのも故なことではない。

しかし、激動の幕末期にいたり、先例や幕府意向の重視、あるいは他家への配慮などよりも、現実をふまえた素早い決断、また、時勢に適応した決定が求められるようになれば、密用方のような検討手法、考え方はもう有効性を持ち得ないだろう。スクーネル船の「御船御印物」決定に関する仕事は、密用方

にとり、藩政上の重大事に関わる最後の大事な仕事であったといえるかもしれない³⁴⁾。

註

「大艦製造禁止令廃止に至る幕府の動向は、安達裕之『異様の船 洋式船導入と鎖国体制』（平凡社選書 一九九五年）、第四章「老中阿部正弘と洋式軍艦」に詳しい。特に米国艦隊の江戸内海侵入の衝撃が大きく、それまで洋式軍艦製造をかたく否定していた現状維持論の幕府有司も意見を転換せざるを得なかった点を指摘している。

³⁵⁾ 『幕末期長州藩洋学史の研究』（一九九八年 思文閣出版）補論「洋式軍艦の建造」。このほか、丙辰丸の船体寸法について考察した道迫真吾「博物館歴史展示の難しさ―萩博物館常設展示の幕末期船舶比較図について―」（『山口県地方史研究』第九三号 二〇〇五年）、丙辰丸・庚申丸建造を技術史的観点からまとめた中本静暁「長州藩の軍艦建造―西洋型木造帆走艦船 丙辰丸・庚申丸の建造―」（『伝統技術研究』2 二〇一〇年）がある。

³⁶⁾ 「丙辰丸製造沙汰控」「大艦製造一件沙汰控」とも当館蔵毛利家文庫。以下、典拠を示す際は前者を「丙辰丸」、後者を「大艦」と略記。なお「丙辰丸製造沙汰控」は『山口県史料編 幕末維新7』（山口県 二〇一四年）に抄録されているが、小稿で用いた帆印や船印の決定過程に関

する部分は未収録が多い。以下、県史収録分は『県史』〇頁」と表記する。

⁴ 拙稿「萩城御宝蔵と密用方」（『山口県文書館研究紀要』（以下『紀要』と略記）第44号 二〇一七年）。

⁵ 前掲中本論文によれば、構造的にはこの船は「スループ船」と呼ぶのが正しいという。

⁶ 吉川弘文館『国史大辞典』「日の丸紋」の項。

⁷ 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』（岩波書店）

第六巻 五一四一号。日の丸が「日本惣船印」となる経緯については前掲安達書。

⁸ 『幕末御触書集成』第六巻 五一五二号。

⁹ 『幕末御触書集成』第六巻 五一五九号。

¹⁰ 『幕末御触書集成』第六巻 五一六〇号。

¹¹ 安政六年六月十三日付け御用所役人連署書状、および七月九日付け当役益田弾正書状（「大艦」）。

¹² 『幕末御触書集成』第六巻 五一五六号。

¹³ 中本論文が改造内容を技術史的視点から説明している。

¹⁴ 「大艦」。

¹⁵ 万延元年二月九日付け当職所役人より江戸御用所役人宛書状（「丙辰丸」六・『県史』八五七頁）。なお、『防長回天史』第二編は丙辰丸改造を安政六年のこととし、「山田亦介に命じて改修の事を主管せしめ八月に至りて成る」と

八月に改造が実施されたとするが（同書四八九頁）、これは「大艦製造一件沙汰控」の庚申丸製造に関する記事を丙辰丸改造の件と混同した誤解だろう。改造伺提出↓許可↓改造中止の提案に至る動きは、安政六年十二月から万延元年二月のことで、安政六年八月時点では幕府へ改造伺すら提出していない。安政六年での改造実施の事実はないが、当職所の提案に対し御用所役人は「先御見合相成候て可然と之御事」と賛意を示し、藩主帰国の上決定すると返答している（三月二日）。のちの経緯は現時点では未検討。

¹⁶ 「丙辰丸」四（『県史』八二八〜九頁）。

¹⁷ 「丙辰丸」三。

¹⁸ 「丙辰丸」三。

¹⁹ 「御書付其外後規要集」七（山口県文書館編『山口県史料 近世編法制下』二二二頁 ²³ 「覚（諸廻船一丸印の焼印小帳の事）。『山口県近世史研究要覧』「廻船」の項。

²⁰ 密用方長谷川甚平が寛政五年二月に著した萩藩の旗に関する研究書。拙稿「寛政く文化期における萩藩密用方について」（『紀要』第39号 二〇一二年）参照。

²¹ 「丙辰丸」三。

²² 「丙辰丸」三。

²³ 「丙辰丸」三。

²⁴ 「大艦」所収の万延元年正月六日付けの浦鞆負宛て益田

弾正書状の一部。丙辰丸の帆印変更と船体改造が幕府の許可を得たことを伝える内容。なお前掲中本論文は、この字は、田間の地を意味する「晶(らい)」が正しいとする。

「忠正公伝」第一〇編第一・二章(両公伝史料一四三九)でも、この字を最初「田町替り」と読み、のちに「晶替り」と訂正した箇所がある。しかし、文書原本を見る限り字の形は「罍」であり、「罍替り」に「ノガワリ」とルビもあり、また本文の通り他の用例も確認できるので「罍(の)」と読むべきと考える。『県史』も「罍」と読んでいる。

²⁵ 大原望編「日本語を読むための漢字辞典」『和製漢字の辞典 2014』(<http://ksbookshelf.com/nozomuohara/-Waseikanjijiten/index.html>) での「罍」の説明による。

²⁶ 「御武具覚書」(15文武59)。なお、右掲の「日本語を読むための漢字辞典」では、『武家名目抄』の「罍連(のれん)」の用例をあげ、普通「暖簾」と書く「のれん」は「のうれん・のんれん」が変化したものとされるが、「罍」の幅の布で作られたのではないかと指摘している。「御武具覚書」の用例はこれを裏付ける一例ではなからうか。

²⁷ 「諸記録綴込」(32部寄4(18の3))。

²⁸ 「丙辰丸」三。

²⁹ 幕府・諸藩の大艦を図示した「明治維新当時諸藩艦船図」[大日本海志編纂資料] <http://gazo.dl.itc.u-tokyo.ac.jp>

(kaishi/pages/7-3-66.html) をみると、メインマストに各家船印を掲げる例が多いように見えるが例外もある。丙辰丸と同型のスクーナー船と思われる徳島藩の通済丸も前方の帆柱に日の丸、後方の帆柱に船印を掲げている。

³⁰ 「丙辰丸」四(『県史』八二七〜八頁)。

³¹ この文書は「丙辰丸製造沙汰控」四では九月十五日と十七日の文書の間にあり、この点は本稿の理解への難点とされるかもしれない。ただし、記載されている船寸法からすると幕府との交渉後のものと考えざるをえない。

³² たとえば、佐賀県立佐賀城本丸歴史館編『大艦・巨砲ヲ造ル』江戸時代の科学技術』(二〇〇五年)に収録されている丙辰丸の図(八四頁)。

³³ 庚申丸の図でも「赤色之艀形旗」がある。丙辰丸でこの旗が不許可となったため、軍艦製造御用掛が藩上層に「庚申丸之分如何可有御座哉」と伺い出たところ、「庚申丸之儀も赤色之艀形旗ハ差除候様」と判断を下している。庚申丸もこの旗を掲げなかったとみられる(「大艦」)。

³⁴ 幕末期の密用方には「三代実録」の編纂という仕事も継続中であった。元治元年正月、事業の中断が検討されたが、密用方の歎願もあり、二月に継続となっている(「密局日乗」)。幕末期密用方は文化的事業に傾かざるを得ない。